

設置の趣旨等を記載した書類

目次

①設置の趣旨及び必要性	- 3 -
○研究科を設置する理由・必要性	- 3 -
○教育研究上の目的（人材養成像及び学生に修得させる能力等）	- 5 -
○学位授与の方針	- 8 -
○組織として研究対象とする中心的な学問分野	- 10 -
②研究科、専攻等の名称及び学位の名称	- 10 -
○スポーツウエルネス学研究科とする理由	- 10 -
③教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる分野の説明も含む。）	- 11 -
○教育課程の編成・実施方針	- 11 -
○教育課程の編成・実施方針と学位授与の方針との連関	- 14 -
○課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導	- 15 -
○教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる分野を含む）	- 15 -
④教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	- 15 -
○授業の方法、学生数、配当年次、修了要件	- 15 -
○研究活動の単位認定	- 18 -
○他大学における授業科目の履修	- 18 -
○コロナ禍による遠隔授業の利用	- 18 -
○研究指導計画	- 18 -
○学位論文審査体制と学位論文評価基準	- 19 -
⑤基礎となる学部等との関係（教育研究の柱となる分野のつながり）	- 20 -
⑥取得可能な資格	- 20 -
⑦入学者選抜の概要	- 20 -
○入学者受入れの方針	- 20 -
○入学者選抜	- 21 -
○社会人の受入れ	- 23 -
⑧教員組織の編成の考え方及び特色	- 24 -
○教員配置	- 24 -
○教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置	- 24 -
○中心となる研究分野とその研究体制	- 25 -
○教員組織の年齢構成	- 25 -
⑨施設・設備等の整備計画	- 26 -
ア 校地、運動場の整備計画	- 26 -
イ 校舎等施設の整備計画	- 26 -
ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画	- 27 -

○研究科の種類・規模等を踏まえた図書等の整備	- 27 -
○デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備計画	- 27 -
○図書館の閲覧室、閲覧席数、レファレンス・ルーム、検索手法など、教育研究を促進できる機能等	- 28 -
○他の大学の図書館等との協力	- 28 -
○研究室（自習室）等の考え方、整備計画（室数、面積、設備、図書、収容能力等）	- 28 -
⑩管理運営	- 29 -
○教学面における管理運営の体制（研究科委員会の役割、構成員、開催頻度の予定、審議事項等）	- 29 -
○研究科委員会以外の会議体の役割	- 30 -
○大学院の管理運営方法	- 31 -
⑪自己点検・評価	- 31 -
⑫情報の公表	- 32 -
○教育情報	- 32 -
○経営・財務情報	- 33 -
⑬教育内容等の改善のための組織的な研修等	- 34 -
○授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画	- 34 -
○職員に必要な知識・技能の習得並びに必要な能力及び資質を向上させる研修等	- 34 -

①設置の趣旨及び必要性

○研究科を設置する理由・必要性

(研究科共通)

近年、スポーツをめぐる世界的状況は目まぐるしく変化しており、特に2021年8月から9月にかけて開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に代表されるスポーツイベントは、世界規模での経済的、社会的な影響を与え、スポーツが世界のグローバル化を助長する状況となっている。またスポーツは、身体的諸能力の洗練によって人間の可能性を開花させるものとして、さらに人種、性別、年齢、言語、障がいの有無など、人間を区別してきた枠組みを身体的コミュニケーションと共感によってつなげる可能性を持つものとして、多様性(ダイバーシティ)に満ちた共生社会の構築とともに地域社会、ひいては国際社会における平和と友好に寄与することが益々期待されている(資料1)。

本研究科では「スポーツウエルネス学」を教育研究の中心に位置付ける。「スポーツウエルネス学」は、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するための理論と方法論の構築をめざす「スポーツ科学」と、身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展させる理論と方法論の構築をめざす「ウエルネス科学」とを融合させた学問体系であり、スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与することを目的としている。これらを踏まえ、本研究科では、主にスポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に関する教育研究を行うスポーツ分野と、主に心身の健康を探求し、維持・発展に関する教育研究を行うウエルネス分野に教育研究分野を区分し、その区分に応じた教員組織を整備する。また、修了後の進路に関連する、アスリートパフォーマンス、ウエルネススポーツ及び環境・スポーツ教育の3つ人材養成像を掲げる。さらに、修了後の進路にかかわらず、前期課程においてはスポーツ分野及びウエルネス分野の双方の授業科目を履修すること、後期課程においては指導教授に加えて、副指導教員2名をそれぞれの分野から一人ずつ選択する。

人材養成像として、第一にアスリートのパフォーマンス向上を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる(アスリートパフォーマンス)。一般に、スポーツはより高いパフォーマンスを競い合う競技スポーツと、ウエルネスレベルを高める目的で実践されるウエルネススポーツに大別される。競技スポーツにおけるパフォーマンスの追求は、人間の身体的・精神的な限界への挑戦であるが、医学の進歩及び技術が革新されていく現代においても、スポーツ現場での傷害発生をなくすことは難しく、周辺からの過度な期待や重圧から精神的に追い込まれるスポーツ競技者は少なくない。つまり、スポーツの進歩にも過度なトレーニングによる身体的・精神的障害を予防しながら、人間の有する潜在的可能性をより高いレベルまで追求するというウエルネス的な視点も必要となる。したがって、これからのアスリートサポートにはスポーツ科学だけではなくウエルネス科学の知見が不可欠であり、スポーツウエルネス学的知見を総合的に理解し、アスリートのハイパフォーマンスに貢献できる人材が求められている。

第二に、心身ウエルネスの向上を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる(ウエルネススポーツ)。近年注目されるウエルネスは心身の健康だけでなく価値観や生きがいなども含めた多面的、総合的な健康観であり、例え心身に障害を抱えていたとしてもよりよい人生を歩んでいくための重要な指標となる概念である。OECD(経済協力開発機構)が2011年より開始した「OECDより良い暮らしイニシアチブ」では、「より良い暮らし指標」として、住宅や収入といった物質的生活状況だけではなく、社会とのつながり、環境の質、健康状態や主観的幸福といった生活の質もよりよい暮らしには重要であることが示されている(資料2)。すなわち、ウエルネスレベルを高めることは、人の可能性の追求に関連した

成長や社会貢献などを通して実現される包括的な幸福感を高めることに繋がると考えられる。この点において、スポーツは多様な価値観を認め合いながら心身の健康や生きがい感なども高める総合的な活動であり、心身の障がいの有無にかかわらずより良い人生を歩んでいくために重要なツールとなりうる。つまり、ウェルネスの向上には、スポーツの実施による心身の変化や運動参加への動機付けなどのスポーツ科学的な視点も必要となる。したがって、より高度なウェルネス社会の構築には、スポーツウェルネス学的知見を現場で実践的に活用できる人材の育成が不可欠である。

最後に、環境問題やサステナビリティ社会を念頭においた、スポーツを通じた人間教育を目指す研究者及び高度専門職業人が挙げられる（環境・スポーツ教育）。地球規模で自然破壊が進行し、人間の生活環境までも大きく変化する現代において、人と自然との調和に基づくウェルネス社会の実現に向けて、自然環境や生活環境のあり方を、サステナブルな視点から次世代に伝えていくことが求められている

（資料3）。こうした環境のあり方を伝える上で、体力やメンタルヘルスの向上、生きがい感の高まりなどスポーツの持つポジティブな側面を社会に定着させ、逆に暴力など、スポーツと親和性が高いと考えられてきたネガティブな側面を一掃するためには、スポーツ教育の持つ役割が大きなものとなる。特に、スポーツによるウェルネス社会の構築のためにはスポーツの内在的・外在的価値を高めることができ、スポーツウェルネス学的知見に基づいたスポーツを通じた人間教育が重要となる。そこで、自然環境や生活環境のあり方に関する高度な知見を有し、スポーツの教育的価値を高め、子どもや運動・スポーツ実施者センタードの立場から、実施者の主体的な学びに寄与し、スポーツを通じた人間教育に貢献できる人材は、今後の自然環境や生活環境が調和した高度なウェルネス社会の構築に不可欠である。これらの人材の養成には、スポーツウェルネス学的知見を総合的に理解し、現場で実践的に活用できる理論と方法の確立が求められる。

このように、スポーツにおけるハイパフォーマンスの実現、ウェルネスレベルの向上及び自然環境と生活環境が調和したウェルネス社会の実現においては、スポーツウェルネス学に関する最新の科学的知見について理解し、現場におけるさまざまな専門家とも連携しつつ諸課題を解決し、個々のニーズに合った解決策を提示できる研究者及び高度専門職業人の養成が必要である。

そのような状況の中、現在、本学研究科におけるスポーツウェルネス学の教育研究は、より良いコミュニティ社会を福祉的な視点で探求する、コミュニティ福祉学研究の一部として展開している。しかしながら、これはスポーツウェルネス学の進展と範囲の拡大を考えた時、十分に専門科目の配置がなされている状況とは言い難い。したがって、この分野に寄せられる社会的要請に応えるべく学問体系を構築するためには、多岐にわたるスポーツウェルネス学を拡充及び深化させる必要がある。2023年度のスポーツウェルネス学部の新設に伴う、教員増員による教育研究の幅の拡充によって、スポーツウェルネス学に関する専門科目を配置することができ、十全な研究・教育が可能になるものと期待される。さらに、スポーツ・健康に関する研究科は年々増加しているが、他の研究分野に比べると数が少なく、スポーツ庁が進める「スポーツ基本計画」を推進していくためにはスポーツ環境の基盤となるスポーツ・健康系の研究者の人材育成が急務となっており、国内外におけるスポーツ・健康分野の発展に貢献するためにも、本研究科を新設する意義がある。

これらの意義は、「普遍的なる真理を探究し、私たちの世界、社会、隣人のために」という立教大学の教育理念とも合致するものであり、スポーツウェルネス学に関連する基礎的な学問により、人間の可能性の追求と誰もが快適で活力に満ちたウェルネス社会の実現に積極的に貢献することが、本研究科を設置した理由である。

○教育研究上の目的（人材養成像及び学生に修得させる能力等）

本研究科の教育研究上の目的は以下のとおりであり、大学院学則に明記している。

スポーツウエルネス学研究科は、学士課程教育における一般的並びに専門的教養の上に、スポーツウエルネス学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。

これを踏まえた人材養成像及び学生に修得させる能力は以下のとおりである。

<人材養成像（修了後の進路を含む。）>

（研究科全体）

競技スポーツにおけるハイパフォーマンスの向上とその達成は、身体的諸能力の洗練によって人間の可能性を開花させるものであり、その達成のためには、スポーツの特性、技術の進化等に応じて、多様な科学的知見に基づくアプローチが不可欠である。

また、超高齢社会を迎えた我が国において、スポーツ活動を通じた個人の生きがいの創造や構築、豊かな人間関係や自然との関わりに基づく孤立の防止などを通して、総合的な健康観であるウエルネスの向上をいかに図るかなど問題は、今後、国家的な問題としてますます重要性を増すことが確実視されている（資料4）。そのためには、スポーツを通じて、心身のバランスを整え人々のウエルネスの向上に貢献し、人間関係や自然との関わりにおいて健全でバランスのとれた社会を構築することが必要である。

これらのスポーツにおけるハイパフォーマンスの達成とスポーツを通じたウエルネスの向上を支えるためには、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するスポーツ科学的知見ならびに身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展をめざすウエルネス科学的知見を融合した高度なスポーツウエルネス学的知見が必要である。

そこで本研究科では、学士課程教育における一般的並びに専門的教養の上に、スポーツウエルネス学の進展への寄与及びにそれを通じた社会貢献により、スポーツウエルネス学の分野で指導的な立場になる人材、誰もが快適で活力に満ちた社会の実現に積極的に貢献できる、以下の専門性が求められる研究者及び高度専門職業人を養成する。

人材養成像	
アスリートパフォーマンス	競技スポーツは人間の身体的・精神的な限界に挑戦する営みでもあり、その過程で高いレベルのパフォーマンスが追求されている。そこで、スポーツ科学とウエルネス科学双方の専門的な知識（以下この表で「スポーツウエルネス学的知見」という。）を持ったスポーツ指導者及びスポーツウエルネス学的知見を総合的に理解し、アスリートのハイパフォーマンスの達成に貢献できる人材を養成する。
ウエルネススポーツ	スポーツ参画人口を増加させるためには、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動が重要であり、社会人、女性、障がい者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけが必要である。超高齢社会を迎え、生活習慣病の予防・認知症予防、身体機能の維持・向上をいかに図っていくのか、また、高ストレス社会である現代においていかに心身のバランスを維持し、高度なウエルネスを達成できるかが重要な社会課題となっている。そこで、心身ウエルネスに関するスポーツウエルネス

	学的知見を有し、スポーツ参画人口の増加およびスポーツを通して総合的なウェルネスの向上に貢献できる人材を養成する。
環境・スポーツ教育	地球規模で自然破壊が進行し、人間の生活環境までも大きく変化する現代において、自然環境や生活環境のあり方を、サステイナブルな視点から次世代に伝えていくことが求められている。そこで、人間を取り巻く自然環境・生活環境とスポーツとの望ましい関係のあり方、環境問題に対するスポーツからのアプローチ、スポーツと人間の望ましい関わりを踏まえ、それらの課題を教育の営みとして展開するためのスポーツウェルネス学に関する基礎的な研究能力を習得させ、環境問題やサステイナブル社会に関する高度な知見を有し、自然環境・生活環境とスポーツの望ましい関係を踏まえた人間教育に貢献できる人材を養成する。

(前期課程)

前期課程では、スポーツウェルネス学及びそれを構成するスポーツ科学とウェルネス科学の基礎的な理解により、人間の可能性の追求と誰もが快適で活力に満ちたウェルネス社会の実現をめざした高度な教育研究を行う。前期課程を修了した学生は、超高齢社会を迎えた我が国において、スポーツの推進と心身のバランスを整え人々のウェルネス向上に貢献し、ウェルネス社会の構築に寄与することが期待される。

そこで前期課程では、スポーツウェルネス学に関する高度な知識を有し、スポーツ推進とウェルネス向上に関わる自治体、地域、組織、企業等における事業や施策をリードできる高度な専門家として活躍する人材を養成する。

想定される進路は以下のとおりである。

修了後の進路（前期課程）	具体例
アスリートパフォーマンス	専門的なアスリートへの支援を必要とするスポーツ競技チームや競技団体職員、スタッフ、コーチ
ウェルネススポーツ	ウェルネス社会の実現を目指す国や自治体職員、企業
環境・スポーツ教育	サステイナブル社会を考慮したスポーツによる人間教育を実践する教員、自治体職員、団体、企業

(後期課程)

「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」(中央教育審議会大学分科会 2019年1月)で提言されているように、Society5.0あるいは「創造社会」においては、大学院の大きな役割として、知の創造、価値の創造をリードする「知のプロフェッショナル」を育成することが期待されている。本研究科が目指しているのも、まさに知の創造、価値の創造をリードできる人材の養成であり、研究者養成と高度の専門的職業人の養成を並行させて取り組む。後期課程を修了した学生は、前期課程で取得したスポーツウェルネス学の高い専門能力と外国語文献の活用能力の上に、スポーツウェルネス学の分野において科学的論理性、倫理性、高度な専門性、独創性と自立性を伴った研究を実践できる研究者及び高度に専門的な業務に従事する職業人となることが期待される。そこで後期課程では、スポーツウェルネス学に関わる高度な研究能力と関連省庁及び関連機関、地方自治体のみならずグローバルなレベルでスポーツ推進ならびにウェルネス向上に関する課題解決に向けたリーダーシップと高度なマネジメント能力を有する研究者ならびに高度専門職業人を養成

する。

＜学生に修得させる能力＞

（前期課程）

広範囲にわたるスポーツウエルネス分野における課題を自らの探究心を持って認識することができ、根拠に基づいた理論的な思考・指導・行動を行うための基礎的知識や研究倫理を学生に修得させる。また、スポーツの現場やウエルネスの向上を目指す社会における諸課題を的確に抽出し、既存文献を批判的に概観した上で、課題解決に向けた独自性のある問いを立てて仮説を導出し、それを実験、または質的あるいは量的な調査から客観的・分析的に検証することにより論文（修士論文）を執筆し、適切に発表する能力を修得させる。さらに、スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与するための、スポーツウエルネス学に関する専門的な理論、知識、技能を修得し、実践的に運用できる能力を修得させる。

以上を踏まえ、前期課程で修得させる能力を、修了後の進路に関連する、養成する人材像別に具体化すると次のとおりとなる。

修了後の進路として「アスリートパフォーマンス」を希望する者には、アスリートのパフォーマンス向上及び障害予防・リハビリテーション、チームのマネジメント、心身の健康とライフマネジメント、生涯にわたるパスウェイの構築などの諸課題の解決に向けたスポーツウエルネス学に関する基礎的な研究能力を修得させ、パフォーマンスや心身コンディションに関わるデータ分析能力を有し、スポーツ競技団体、プロチームにおけるコーチ、トレーナー、スタッフといったアスリートサポートならびにマネジメントに関する職業を担うための、高い倫理観と科学的根拠に基づいたアスリートサポートの方法論及び実践能力を修得させる。

「ウエルネススポーツ」を希望する者には、スポーツを通じた生活習慣病・認知症予防、身体機能の維持・向上、子供や障がい者のスポーツの推進などの諸課題の解決に向けたスポーツウエルネス学に関する基礎的な研究能力を修得させ、心身の健康、身体機能、運動処方・療法等に関する量的・質的データの収集並びに分析能力を有し、国や地方自治体の職員、ウエルネス関連企業、スポーツ・健康関係団体職員等の職業を担うための、高い倫理観と科学的根拠に基づいたスポーツ参画人口の増加や国民のウエルネス向上の達成に資する方法と実践能力を修得させる。

「環境・スポーツ教育」を希望する者には、人間を取り巻く自然環境・生活環境とスポーツとの望ましい関係のあり方、環境問題に対するスポーツからのアプローチ、スポーツと人間の望ましい関わりを踏まえ、それらの課題を教育の営みとして展開するためのスポーツウエルネス学に関する基礎的な研究能力を修得させ、国内外の野外教育、自然・生活環境教育、スポーツの価値、アスリートの暑熱対策、子供や障がい児の発育発達に応じた運動やスポーツ等に関する批判的検討、量的・質的データの収集並びに分析ができる能力を有し、保健体育科教員、ウエルネス・環境関連企業、国や地方自治体職員等の職業を担うための、高い倫理観と科学的根拠に基づいた環境・スポーツ教育に関する理論と実践能力を修得させる。

（後期課程）

ウエルネス社会の実現に資するテーマを設定した上で学術的に高度な知見を獲得するための専門的知識、方法論的知識及び批判的視点を得ることで、質の高い博士論文の完成する能力を修得させる。また、自らの研究テーマに関して、既存文献を批判的に概観した上で、学術的に意味のある問いを立て、論理的に仮説を導出し、それを実験、または質的あるいは量的な調査を実施することで適切に検証することにより学術的に高度な論文（博士論文）を執筆し、国内外の学会で発表する能力を修得させる。さ

らに、スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与するための、スポーツウエルネス学に関する高度で専門的な知識と分析能力、主導的な役割を担うためのリーダーシップ能力、課題の解決につながる新たな価値を創造できる能力、俯瞰的視野を伴って課題解決に向けた建設的な関係を築くためのマネジメント能力といった、専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及び社会で先導的に実践する能力を修得させる。

以上を踏まえ、後期課程で修得させる能力を、修了後の進路に関連する、養成する人材像別に具体化すると次のとおりとなる。

修了後の進路として「アスリートパフォーマンス」を希望する者には、(1) アスリートのパフォーマンス向上に必要なパフォーマンスやコンディションの評価、心身の健康とライフマネジメントに関する高度で専門的な知識と分析能力、(2) 国内外の競技団体やスポーツチームにおいて、アスリートのパフォーマンス向上に向けた戦略・計画作成において主導的な役割を担うためのリーダーシップ能力、(3) トレーニングやパフォーマンス評価に関する最新の知見や研究手法を理解し、パフォーマンスを向上させるための課題の解決につながる新たな価値を創造できる能力及び(4) アスリートのハイパフォーマンス実現、アスリートの生涯にわたるパスウェイの構築に関わる周辺のスタッフや団体と、総合的かつ俯瞰的視野を伴って課題解決に向けた建設的な関係を築くためのマネジメント能力を修得させる。

「ウエルネススポーツ」を希望する者には、(1) 総合的なウエルネスの向上に必要な生活習慣病・認知症の予防や心身の健康状態の評価、運動処方・療法等に関する高度で専門的な知識と分析能力、(2) 国内外の自治体、ウエルネス関連団体や企業において、ウエルネスやスポーツに関する意識の向上や子供や障がい者のスポーツ推進にむけた施策の作成において主導的な役割を担うためのリーダーシップ能力、(3) スポーツ参加人口の増加や心身ウエルネス状態の評価、身体機能の維持・向上に関する最新の知見や研究手法を理解し、ウエルネス社会の実現に向けた課題の解決につながる新たな価値を創造できる能力及び(4) 高度なウエルネス社会の実現に関わる異分野の専門家と、俯瞰的視野を伴って課題解決に向けた建設的な関係を築くためのマネジメント能力を修得させる。

「環境・スポーツ教育」を希望する者には、(1) 自然環境と生活環境が調和する社会の実現に向けた自然環境や生活環境の評価、環境問題に対するスポーツの貢献等に関する高度で専門的な知識と分析能力、(2) 国内外の教育・研究機関、自治体、環境関連団体や企業において、自然環境と生活環境が調和するウエルネス社会の実現に向けた施策の作成において主導的な役割を担うためのリーダーシップ能力、(3) 自然環境と生活環境の評価、環境の維持・改善に向けたスポーツの貢献に関する最新の知見や研究手法を理解し、それらをスポーツによる人間教育の実践に向けた課題の解決につながる新たな価値を創造できる能力及び(4) 自然環境・生活環境とスポーツの望ましい関係を踏まえた社会の実現に関わる異分野の専門家と、地球環境的かつ俯瞰的視野を伴って課題解決に向けた建設的な関係を築くためのマネジメント能力を修得させる。

○学位授与の方針

(前期課程)

前期課程の学位授与の方針は以下のとおりである。

スポーツウエルネス学研究科を修了する者が身に付けるべき知識、能力等を下記のとおり定める。本課程に2年(4学期)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者は、これらの知識、能力等を身に付けていると認め、修士の学位(修士(スポーツウエルネス学))を授与する。

1. 広範囲にわたるスポーツウエルネス学における課題を探究心を持って認識することができ、根拠に基づく理論的な思考を伴った研究を行うための基礎的手法と研究倫理。
2. スポーツの現場やウエルネスの向上を目指す社会における諸課題を的確に抽出し、外国語を含む国内外の既存文献を批判的に概観した上で、課題解決に向けた独自性のある問いを立てて仮説を導出し、それを実験、または質的あるいは量的な調査から適切に検証することにより論文（修士論文）を執筆し、適切に発表する能力。
3. スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与するための、スポーツウエルネス学に関する専門的な理論、知識、技能を修得し、実践的に運用できる能力。

前期課程では、スポーツウエルネス学における基礎的な学問により、人間の可能性の追求と誰もが快適で活力に満ちたウエルネス社会の実現に積極的に貢献する専門性を有する人材を養成することから、基礎的手法と研究倫理、国内外の研究情報を俯瞰した上で、研究論文の執筆と研究内容を発表する能力、スポーツウエルネス学に関する専門的な理論、知識、技能の修得および実践的な運用能力等を学位授与の方針として明記している。**（資料5）**

また、教育課程の編成・実施方針と連関させるとともに、わかりやすく表現するため、両方で可能な限り同一表現を用いることとしている。**（資料6）**

（後期課程）

後期課程の学位授与方針は以下のとおりである。

本課程に3年（6学期）以上在学して所定の単位を修得し、かつ研究指導を受けた上、博士の学位申請論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者で、博士論文を作成した者に、博士（課程博士）の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については1年（2学期）以上在学すれば足りるものとする。本課程の修了者は、次の能力を身に付けている。

1. 広範囲にわたるスポーツウエルネス学における研究者として自立して研究活動を行うための高度な専門性と研究を行うための専門的な手法と高度な研究倫理。
2. スポーツの現場やウエルネスの向上を目指す社会における諸課題を的確に抽出し、国内外の既存文献を批判的に概観した上で、課題解決に向けた独自性のある問いを立てて仮説を導出し、それを実験、または質的あるいは量的な調査から適切に検証することにより学術的な貢献度の高い論文（博士論文）を執筆し、国内外の学会に発表する能力。
3. スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与するための、スポーツウエルネス学に関する高度で専門的な知識と分析能力、主導的な役割を担うためのリーダーシップ能力、課題の解決につながる新たな価値を創造できる能力、俯瞰的視野を伴って課題解決に向けた建設的な関係を築くためのマネジメント能力といった、専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及び社会で先導的に実践する能力。

後期課程では、前期課程で取得したスポーツウエルネス学の専門能力と外国語文献の活用能力のうえに、スポーツウエルネス学の分野において科学的論理性、倫理性、高度な専門性、独創性と自立性を伴

った研究ができる人材を養成することから、専門的な研究手法と高度な研究倫理、国内外の研究情報を俯瞰した上で、学術的な貢献度の高い論文（博士論文）の執筆と国内外の学会における発表、専門的な業務に従事するのに必要な高度な研究能力及び先導的な実践能力等を学位授与の方針として明記している。（資料5）

また、前期課程と同様、教育課程の編成・実施方針と連関させるとともに、わかりやすく表現するため、両方で可能な限り同一表現を用いることとしている。（資料6）

○組織として研究対象とする中心的な学問分野

本研究科のカリキュラムは、高い研究倫理と研究能力を基盤とし、人間の可能性の追求と全ての人のウェルネス向上を通してウェルネス社会の構築に寄与する高度なスポーツウェルネス学の知見と能力を有する人材養成を目的としており、スポーツ分野とウェルネス分野の2つの研究分野を対象とする。中心的な学問分野は以下のとおりである。

研究分野	中心的な学問分野
スポーツ分野	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング科学 ・スポーツ医学 ・バイオメカニクス ・スポーツ心理学 ・スポーツ方法学 ・スポーツ栄養学
ウェルネス分野	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ社会学 ・環境教育学 ・環境生理学 ・ジェンダー学 ・健康心理学 ・分子細胞生物学

②研究科、専攻等の名称及び学位の名称

○スポーツウェルネス学研究科とする理由

（研究科共通）

人間の可能性の追求とすべての人のウェルネス向上を通してウェルネス社会の構築に寄与するための、スポーツ科学とウェルネス科学の融合を「スポーツウェルネス学」として捉え、「スポーツウェルネス学研究科スポーツウェルネス学専攻」とした。本研究科は、スポーツ科学（スポーツ医学、スポーツ方法学、バイオメカニクス等）とウェルネス科学（健康心理学、スポーツ社会学、環境教育学等）の素養を基盤とした学際的分野であるスポーツウェルネス学の、基礎研究から応用研究、さらにはその実践応用までを射程にした幅広い知を創出することが本研究科の主要な目的である。

したがって、その基盤となるのは「スポーツ科学」と「ウェルネス科学」の融合であり、その意味で「スポーツウェルネス学研究科」の名称が適切と考える。また、「スポーツ科学」と「ウェルネス科学」を融合し、スポーツ活動の深い理解と実践によって生きがいを創出する営みは、ヒトの活動の本質を考究する営みともいえる。このような観点からも、「スポーツウェルネス学研究科」の名称と整合している。したがって、学位に付記する専攻分野の名称も「スポーツウェルネス学」とするのが適切である。

○英訳名称

研究科等の名称は以下のとおりとする。本研究科は、「スポーツ」と「ウェルネス」に関わる学際的な研究能力が求められるために単一専攻とする。

種類	日本語名称	英語名称
研究科名	スポーツウェルネス学研究科	Graduate School of Sport and Wellness
専攻名	スポーツウェルネス学専攻	Graduate Program of Sport and Wellness
課程名	博士前期課程	Master's Program in Sport and Wellness
	博士後期課程	Doctoral Program in Sport and Wellness
学位名	修士（スポーツウェルネス学）	Master of Arts (Sport and Wellness)
	博士（スポーツウェルネス学）	Doctor of Philosophy (Sport and Wellness)

③教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる分野の説明も含む。）

○教育課程の編成・実施方針

（研究科共通）

スポーツウェルネス学の進展への寄与及びにそれを通じた社会貢献により、スポーツウェルネス学の分野で指導的な立場になる人材、誰もが快適で活力に満ちたウェルネス社会の実現に積極的に貢献できる人材を養成するために、以下のような教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定める。

（前期課程）

前期課程の教育課程の編成・実施方針は以下のとおりである。

前期課程では、学位授与の方針に沿って、以下のとおり 30 単位を修了要件とした教育課程を編成している。これらの教育課程を通じて得られる学修成果は、科目ごとに定める評価基準および修士論文審査基準によって評価する。

リサーチワーク（8単位修得）は、「研究基礎」および「研究指導1～3」で構成される。「研究基礎」は、学位授与方針に掲げる（1）基礎的知識や研究倫理を身に付けるため、必修科目として配置する。

また、「研究指導1～3」は、学位授与方針に掲げる（2）論文（修士論文）を執筆し、適切に発表する能力及び（3）専門的な理論、知識、技能を修得し、実践的に運用できる能力を養うために、必修科目として配置し、研究指導教員による修士論文を作成するための指導を行う。

さらに、研究指導における上記（3）の養成を補完するため、コースワークは、スポーツ分野及びウェルネス分野の2分野から、合わせて22単位以上の修得が必要である。

スポーツ分野では、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するスポーツ科学的知見を身に付けるため、「スポーツウェルネス研究3（トレーニング科学、コーチング）」、「スポーツウェルネス研究7（スポーツ医学）」、「スポーツウェルネス研究9（バイオメカニクス）」、「スポーツウェルネス研究10（スポーツ・運動心理学）」、「スポーツウェルネス研究11（スポーツ方法学）」、「スポーツウェルネス研究6（スポーツ栄養学）」等の授業科目を配置する。

ウェルネス分野では、身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展をめざすウェルネス科学的知見を身に付けるため、「スポーツウェルネス研究1（スポーツ社会学）」、「スポーツウェルネス研究2（野外教育、環境教育）」、

「スポーツウエルネス研究 4 (環境生理学、神経科学)」、「スポーツウエルネス研究 5 (ウエルネスジェンダー学)」、「スポーツウエルネス研究 8 (健康心理学)」、「スポーツウエルネス研究 12 (分子細胞生物学)」等の授業科目を配置する。

＜科目区分の設定、各科目区分の科目構成及び必修科目と選択科目の構成＞

学生が目指す人材像に応じた科目履修を検討する際に科目選択のガイドとなるよう、以下のとおり、必修科目と選択科目（応用科目）に大別し、そのうち、リサーチワークである必修科目を基礎科目及び演習科目に区分している。また、コースワークである選択科目はスポーツ分野及びウエルネス分野の2分野を設定している。なお、科目区分ごとの目的及び学位授与の方針に掲げた学修成果との関係については資料 6 のとおりである。

区 分		科目名	
リサーチワーク	必修科目	基礎科目	研究基礎
		演習科目	研究指導 1～3
コースワーク	選択科目 (応用科目)	スポーツ分野	スポーツウエルネス研究 3 (トレーニング科学、コーチング) スポーツウエルネス研究 6 (スポーツ栄養学) スポーツウエルネス研究 7 (スポーツ医学) スポーツウエルネス研究 9 (バイオメカニクス) スポーツウエルネス研究 10 (スポーツ・運動心理学) スポーツウエルネス研究 11 (スポーツ方法学) スポーツウエルネス研究 13 (スポーツマネジメント) スポーツウエルネス研究 14 (トレーナー科学) スポーツウエルネス研究 15 (データサイエンス) スポーツウエルネス研究 20 (スポーツマネジメント、スポーツ産業)
		ウエルネス分野	スポーツウエルネス研究 1 (スポーツ社会学) スポーツウエルネス研究 2 (野外教育、環境教育) スポーツウエルネス研究 4 (環境生理学、神経科学) スポーツウエルネス研究 5 (ウエルネスジェンダー学) スポーツウエルネス研究 8 (健康心理学) スポーツウエルネス研究 12 (分子細胞生物学) スポーツウエルネス研究 16 (ウエルネス科学) スポーツウエルネス研究 17 (アダプテッド・スポーツ) スポーツウエルネス研究 18 (スポーツメディア) スポーツウエルネス研究 19 (環境教育)

＜設置の趣旨と授業科目の対応関係＞

スポーツ及びウエルネスに共通する最も基礎的な知識である量的・質的データを分析する情報処理能力に加え、研究倫理及び量的・質的研究の方法論の修得が必要であるため、「研究基礎」(必修科目)を開講する。

また、スポーツ及びウエルネスに関する最新の科学的知見やスポーツの文化的特性について理解し、深い洞察を伴った課題の抽出と、仮説の設定、実験又は量的及び質的調査の実施後に、結果と考察を提示するための論文作成まで段階的に研究活動を深化させていく必要がある。そのため、「研究指導 1～

3」(必修科目)を開講し、研究指導教員による修士論文を作成するための指導を行う。

さらに、スポーツウエルネス学に寄せられる社会的要請に応えるべく学問体系を構築するためには、多岐にわたるスポーツウエルネス学に関連する授業科目を拡充する必要がある。これを踏まえ、スポーツウエルネス学における専門性の高い高度な理論・指導技法を習得するだけでなく、各研究室に分かれての研究活動に重点が置かれることの弊害を最小限にし、学問的背景の異なった学生が他の知識や技術を学ぶことを推進するため、学問的背景の異なる全ての専任教員により開講される授業科目として、「スポーツウエルネス研究1(スポーツ社会学)～20(スポーツマンシップ、スポーツ産業)」を選択科目(応用科目)として配置する。

<配当年次の考え方>

リサーチワークの「研究基礎」は研究手法の基礎と研究倫理を獲得する科目であるため、1年次春学期に担当し、修士論文指導教員による演習科目である「研究指導1～3」は、1年次秋学期に「研究指導1」、2年次春学期に「研究指導2」、2年次秋学期に「研究指導3」を担当する。原則として、研究指導1→2→3の順に履修することになるが、休学等により所定の開講学期の科目を履修できない場合は、同じ数字の科目を振り替えての履修が可能である。「修士論文」は、2年次秋学期に担当される。

コースワークの「スポーツウエルネス研究1(スポーツ社会学)～20(スポーツマンシップ、スポーツ産業)」は、科目ごとに担当されている学期から年次を問わず、各自選択できるように担当する。

<科目の設定単位数の考え方>

大学設置基準に基づき、各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。(1)講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。(2)輪講、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。これを踏まえ、本学では1科目100分授業を14回行っているため、1科目あたり2単位としている。

(後期課程)

後期課程の教育課程の編成・実施方針は以下のとおりである。

本課程では、学位授与の方針に沿って、指導教授・副指導教員による研究指導(リサーチワーク)と選択科目(コースワーク)を組み合わせることで教育課程を編成している。これらの教育課程を通じて得られる学修成果は、科目ごとに定める評価基準および博士論文審査基準によって評価する。

リサーチワークは授業科目として設定しないが、学位授与方針に掲げる(1)高度な専門性、研究を行うための専門的な手法、高度な研究倫理、(2)学術的な貢献度の高い論文(博士論文)を執筆し、国内外の学会に発表する能力、(3)専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及び社会で先導的に実践する能力を養うために、博士論文の作成のための指導教員による研究指導を受けることになる。

研究指導では、指導教授とそれ以外に2名の副指導教員から指導を受け、スポーツ分野又はウエルネス分野に関するテーマを設定するとともに、学術的に高度な知見を提出するための専門的知識と方法論的知識および批判的視点を獲得することで、質の高い博士論文の完成を図る。その際、副指導教員2名はスポーツ科学分野、ウエルネス科学分野から各1名によって構成する。また、「研究指導基本スケジュール」に則り、3回にわたる審査会で発表をすることで、博士論文の作成を計画的に行う。審査会の第3回目となる予備審査会の開催にあたり、学会発表を含む一定の研究業績が求められる等の客

観的基準が設定されることで、博士論文の作成のための段階的な目標とする。

また、研究指導における上記（3）の養成を補完するため、コースワーク（6単位以上修得）は、スポーツ分野及びウエルネス分野の2分野から6単位以上の修得が必要である。

スポーツ分野では、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するスポーツ科学的知見を身に付けるため、「スポーツウエルネス研究3（トレーニング科学、コーチング）」、「スポーツウエルネス研究7（スポーツ医学）」、「スポーツウエルネス研究9（バイオメカニクス）」、「スポーツウエルネス研究10（スポーツ・運動心理学）」、「スポーツウエルネス研究11（スポーツ方法学）」、「スポーツウエルネス研究6（スポーツ栄養学）」等の授業科目を配置する。

ウエルネス分野では、身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展をめざすウエルネス科学的知見を身に付けるため、「スポーツウエルネス研究1（スポーツ社会学）」、「スポーツウエルネス研究2（野外教育、環境教育）」、「スポーツウエルネス研究4（環境生理学、神経科学）」、「スポーツウエルネス研究5（ウエルネスジェンダー学）」、「スポーツウエルネス研究8（健康心理学）」、「スポーツウエルネス研究12（分子細胞生物学）」等の授業科目を配置する。評価にあたっては、前期課程より高度な達成水準を要求する。

<科目区分の設定、各科目区分の科目構成及び必修科目と選択科目の構成>

後期課程では研究指導と選択科目に大別される。研究指導については授業科目として設定しないが、博士論文の作成のため、全ての学生が指導教員による研究指導を受けることになる。また、選択科目として「スポーツウエルネス学研究1（スポーツ社会学）～19（環境教育）」を配置する。

<設置の趣旨と授業科目の対応関係>

後期課程では、前期課程と比べてより高度なスポーツ及びウエルネスに関する最新の科学的知見、スポーツの文化的特性についての理解、諸課題の解決策が必要であるため、指導教員による研究指導に加えて、選択した研究分野と他の研究分野との接点や柔軟な思考を身に付けるため、各分野から選定された副指導教員による研究指導を行う。

また、前期課程と同様、各研究室に分かれての研究活動に重点が置かれることの弊害を最小限にし、学問的背景の異なった学生が他分野の知識や技術を学ぶことを推進するため、「スポーツウエルネス研究1（スポーツ社会学）～19（環境教育）」を選択科目として配置し、修了要件として6単位以上の取得を求めている。

<配当年次の考え方>

リサーチワークは、各年次で主指導教員の下で「研究指導基本スケジュール（資料7）」に則り、3回にわたる審査会で発表をすることで、博士論文の作成を計画的に行う。

コースワークは、1年次から3年次にかけて「スポーツウエルネス学研究1（スポーツ社会学）～19（環境教育）」を履修する。

<科目の設定単位数の考え方>

授業科目として設定する「スポーツウエルネス学研究1（スポーツ社会学）～19（環境教育）」については、前期課程と同様である。

○教育課程の編成・実施方針と学位授与の方針との連関

（研究科共通）

資料6 参照。学位授与の方針と連関させるとともに、わかりやすく表現するため、両方で可能な限り同一表現を用いることとしている。

○課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導

(研究科共通)

本研究科では課程制大学院制度の趣旨を踏まえ、前期課程に加えて後期課程においても「学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワーク」を実施することとしている。

(前期課程)

リサーチワーク（8単位）に加え、各研究室に分かれての研究活動に重点が置かれることの弊害を最小限にし、学問的背景の異なった学生が他分野の知識や技術を学ぶことを推進するため、「スポーツウエルネス学」を構成するスポーツ分野及びウエルネス分野の2分野から構成され、学問的背景の異なる全ての専任教員により開講される授業科目として、「スポーツウエルネス研究1（スポーツ社会学）～20（スポーツマンシップ、スポーツ産業）」を選択科目（応用科目／22単位の修得が必要）として配置する。

(後期課程)

研究指導を授業科目として設定しないが、自らが選択した研究分野において高度な専門性を修得するため、前期課程と同様、「スポーツウエルネス学」を構成する2分野から構成される選択科目（「スポーツウエルネス研究1（スポーツ社会学）～19（環境教育）」）を、後期課程学生に対応した評価基準等を設定した上で開講し、修了要件として選択した研究分野の科目から6単位の修得を求める。さらに、指導教員による研究指導に加えて、異なる専門分野との接点や柔軟な思考を身に付けるため、他分野から選定された副指導教員による研究指導を行う。

○教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる分野を含む）

(前期課程)

本研究科が教育研究の中心に位置付けている「スポーツウエルネス学」は、スポーツ分野及びウエルネス分野の2分野で構成する。スポーツウエルネス学をこの2分野に区分し、人間の可能性の追求とすべての人のウエルネス向上を通してウエルネス社会の構築に寄与するための、多様な授業科目を配置していることが本研究科の特色であるといえる。この2分野それぞれに関連する授業科目は「○教育課程の編成・実施方針<科目区分の設定、各科目区分の科目構成及び必修科目と選択科目の構成>」の表のとおりであり、各分野の基礎的素養の涵養に配慮したものとなっている。

(後期課程)

前期課程と同様、教育研究の中心に位置付けている「スポーツウエルネス学」は、スポーツ分野及びウエルネス分野の2分野で構成する。上記のとおり、後期課程においても「スポーツウエルネス研究1（スポーツ社会学）～19（環境教育）」から6単位の修得を課していること、指導教員による研究指導に加えて、幅広い視野を身に付けるため、各分野から選定された副指導教員による研究指導を行うことが本研究科の特色であるといえる。

④教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

○授業の方法、学生数、配当年次、修了要件

(前期課程)

<授業の方法、学生数>

講義科目では、パワーポイントを使用したスライド形式に加えて黒板への板書による説明等による知識伝達型の講義だけではなく、学生の主体的な参加を促すために、学生による講義内容に関するプレゼンテーションを、バランスをとりながら組み込む。1学年の学生定員が10名であるため、講義科目で

は全学生が受講しても問題がないものと考えられる。演習科目では1クラスの受講人数を最低限に設定し、TAを配置することで、行き届いた指導を実現する。

<配当年次>

必修科目については、知識の積み上げが適切に進むように、基礎的な科目から応用的な科目に学期進行に応じて段階を経るように設定されている。各学期に演習・実習科目を配置することで、実践的な学修が継続的に行われるようにカリキュラムを設定している。また、選択科目については、専門性の高い高度な理論・指導技法を広い視野で習得することを目的としていることから、配当年次は指定せず、自由に選択できるように配置している。

<修了要件>

必修科目から8単位、選択科目から22単位以上を修得することに加え、さらに修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に対し、修士の学位を授与する。本研究科では、個々の学生に対する研究手法の基礎と研究倫理及び修士論文指導教員による演習科目を、入学後4半期全てに配置するため、必修科目の修了要件単位数を8単位とする。また、広範囲にわたるスポーツウエルネス学における課題を抽出し解決できる人材の養成を目的としていることから、広くスポーツウエルネス学内の関連研究の基礎知識と課題を習得する必要がある。したがって、2つ以上の研究分野の科目を履修するために、選択科目の修了要件単位数を22単位とする。

<履修モデル>

資料8のとおりである。

(後期課程)

<授業の方法、学生数>

講義科目では、学生の主体的な参加を促すために、学生による自身の研究テーマ及び問題意識に関するプレゼンテーションを中心に、教員による当該分野に関する研究内容を捕捉的に説明し議論を進めていく。1学年の学生定員が5名であるため、講義科目では全学生が受講しても問題がないものと考えられる。

研究指導では、各指導教授が後述する基本的学習規定および「論文」提出に関する諸規定(内規、ガイドライン等も含む)等を踏まえ、担当する学生に対して年間を通して研究上の指導と助言を個別に行う。また個別指導に加え、指導教授別あるいは研究分野別に適時研究会を開催し、学生同士の相互理解を図るとともに研究能力向上及び発表能力向上を図る機会を設ける。

<配当年次>

選択科目については、専門性の高い高度な理論・指導技法を広い視野で習得することを目的としていることから、配当年次は指定せず、自由に選択できるように配置している。

研究指導については、以下の基本的学習過程①～⑧に従って年次進行していく。

①「研究題目・指導教授届」の提出

年間の学習予定を所定の日時・場所に提出すること。提出時期は、毎年4月中旬とし、所定の書式に基づいたものを使用する。ただし、春学期を休学した場合には、9月中旬に同様の手続きを行う。

②「期末研究報告書」の提出

学期ごとの学習経過及び研究成果を指導教授・副指導教員の承認を得て、新座キャンパス教務事務センターに提出する。提出時期は、春学期は7月中旬、秋学期は2月中旬とし、書式はA4判用紙3枚程度とする。

③「期末研究報告書」の判定

学期末に提出される「期末研究報告書」に基づき、春学期は7月下旬、秋学期は2月下旬の研究科委員会で、当該学期に「博士論文」作成に向けて優れた研究成果を挙げたかどうかの審査を行い、「期末研究報告書」の適否に関する判定を行う。否とされた場合、当該学期については在学学期として認定されない。この場合、指導教授、副指導教員（2名）及び当該学生とで今後の研究計画等の再検討を行うなど、個別指導をより重点的に行う。なお、判定結果は、春学期は9月上旬、秋学期は3月中旬にWebで発表する。

④「構想発表会」の開催

博士課程後期課程に1年半以上在学して研究指導を受け、所定の手続きを経て「中間審査会」の開催申請を行う予定の者に対して、指導教授・副指導教員が協議の上、開催日を決定し「構想発表会」を開催する。開催時期は1月下旬から2月上旬及び7月上旬から7月中旬を原則とする。

⑤「中間審査会」の申請

博士課程後期課程に2年以上在学して研究指導を受け、「構想発表会」等所定の手続きを経て「予備審査会」の開催申請を行う予定の者に対して指導教授・副指導教員等による審査委員会が協議の上、開催日を決定し「中間審査会」を開催する。開催時期は4月上旬から4月中旬及び10月上旬から10月中旬を原則とする。

⑥「中間審査会」の開催及び判定

「中間審査会」の開催申請がなされた場合、研究科委員会は申請資格の有無について判定し、資格を有する者について、審査会を開催する。「中間審査会」は、研究科所属教員並びに在籍学生及び学内外関係者に公開する形式で開催する。開催にあたっては、研究科委員長名による公示を開催日の最低1週間前に掲示するものとし、必要により他の通知手段を併用する。「中間審査会」の終了後、審査委員会の審査報告に基づいて研究科委員会で審査を行い、「予備審査会」開催申請資格の適否に関する判定を行う。判定結果は、速やかに申請者に伝達する。

⑦「予備審査会」開催の申請

博士課程後期課程に2年以上在学して研究指導を受け、「研究題目・指導教授届」を3回以上提出し、「期末研究報告書」を5回以上提出して合格判定（見込み含む）を受け、修了要件単位を修得または修得見込みであり、かつ研究科委員会が定めた規定によって、開催申請資格を有すると認められる者は、「予備審査会」の開催申請を行うことができる。申請時期は2月下旬及び9月下旬を原則とする。

⑧「予備審査会」の開催及び判定

「予備審査会」の開催申請がなされた場合は、研究科委員会は発表資格の有無について判定し、資格を有する者について、審査会を開催する。「予備審査会」の開催時期は4月上旬及び10月中旬を原則とする。「予備審査会」は、研究科所属教員並びに在籍学生及び学内外関係者に公開する形式で開催する。開催にあたっては、研究科委員長名による公示を開催日の最低1週間前に掲示するものとし、必要により他の通知手段を併用する。「予備審査会」の終了後、研究科委員会で審査を行い、論文提出の適否に関する判定を行う。判定結果は、速やかに申請者に伝達する。

なお、大学院学則第6条の規定に基づき、優れた研究業績をあげた者については、在学期間を短縮する（1年以上）早期修了制度を用意しており、（1）研究を進める中でその研究が飛躍的に進行し完成した場合、（2）論文が学会論文賞を受賞した場合又は評価の高い国際誌に掲載され、国際的に高い評価を受けた場合及び（3）論文が当該分野の中核的ジャーナルやインパクトファクターが高い雑誌に掲載された場合の3つを全て満たす者が対象となる。早期修了を希望する者は、研究科が定める期限（1月中

旬)までに、所定の書式である「優れた研究業績であることを示す書類」等を提出し、資格審査を受ける必要がある。資格審査の結果、許可を得た者は、上記の基本的学習過程⑥以降に準じて、博士学位申請論文を提出する。なお、資格審査は以下の手順で行う。

1. 申請書等が提出された場合、研究科委員長は、速やかに修業年限短縮資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、研究科委員長が委嘱する委員3名以上をもって構成する。審査委員会委員長は研究科委員長が指名する。なお、指導教員は委員長になることができない。
2. 審査は、提出された書類等によって行う。
3. 審査委員会委員長は、審査報告書を作成し、研究科委員長に提出する。その後研究科委員会において修業年限短縮資格審査結果について審議する。
4. 研究科委員長は、審議の結果について申請者に通知する。

<修了要件>

博士課程後期課程に3年以上在学し、選択科目を6単位以上修得し、かつ学位論文作成等に対する指導（研究指導）を受け、中間報告等により途中経過の確認の後、博士論文を提出しその審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

<履修モデル>

資料8のとおりである。

○研究活動の単位認定

（前期課程）

リサーチワークである「研究基礎」及び「研究指導1～3」はそれぞれ2単位として設定し、本学全体の規程に沿って100分授業を14回行うため、単位数は妥当である。

（後期課程）

研究指導を授業科目として設定しないため、該当しない。

○他大学における授業科目の履修

（研究科共通）

他大学における授業科目の履修を単位認定することは想定していない。

○コロナ禍による遠隔授業の利用

（研究科共通）

社会人の学生や感染症へのリスク対応として、リモートで授業に参加できる仕組みの導入を検討する。

○研究指導計画

（研究科全体）

学生の研究構想並びに経験等を踏まえ、学習計画に関して個別に指導と助言を与えるため、学生ごとに指導教員を定める。各指導教員は担当する学生に対して研究上の指導と助言を行う。また、個別指導に加え適時研究会を開催し、学生の相互理解を図るとともに発表能力向上を図る機会を設ける。

（前期課程）

研究指導基本スケジュールは資料7のとおりである。

指導教員の選定は、「研究指導1」（1年次秋学期）、「研究指導2」（2年次春学期）及び「研究指導3」「修士論文」（2年次秋学期）の履修登録の際に、各学生と担当教員の協議を踏まえて決定する。教員の退職、研究休暇等の教員側の事情及び休学留学、研究関心や研究分野の変化等の学生側の事情により、

やむを得ず指導教員を変更せざるを得ないことがあるため、研究の一貫性の観点からは3科目を通じて同一の教員の指導を受けることが望ましいが、制度としては学期ごとに指導教員を変更することができるようにする。

また、入学当初は、自己の研究分野や研究方法の見定めや指導教員の選択に時間を要する場合があるため特定の指導教員を定めず、指導教員を定めるまでの間、各研究分野の担当教員が相談受付のためのオフィスアワーを設け、大学院での学修について導入アドバイザーとして相談を受け付ける。

(後期課程)

研究指導基本スケジュールは**資料7**のとおりである。入学時点において研究指導を受ける指導教授(1名)を選定し、併せて指導教授と協議の上、副指導教員(2名)を選定する。その際、副指導教員2名はスポーツ分野、ウェルネス分野から各1名によって構成する。指導教授及び副指導教員は協力し、在学期間継続して研究指導を担当する。

入学時点において指導教授が未決定の学生に対しては、学年度初めに開催されるガイダンス、課程主任による個別指導を通して指導教授の選定を行う。

各指導教授は、履修要項に記載している博士論文の提出、学位授与に至る上記の基本的学習過程及び「論文」提出に関する諸規定(内規、ガイドライン等も含む。)等を踏まえ、担当する学生に対して年間を通して研究上の指導と助言を行う。また個別指導に加え指導教授別あるいは研究分野別に適時研究会を開催し、学生同士の相互理解を図るとともに研究能力向上及び発表能力向上を図る機会を設ける。

○学位論文審査体制と学位論文評価基準

(前期課程)

学位申請者のテーマ設定をふまえ、教員2名を副査として研究科委員会で決定する。論文を提出した者は、主査及び副査による試問・審査を受け、合格しなければならない。最終的な合否は、研究科委員会が行う。

論文の試問は毎年1月下旬(特別修了申請者は7月下旬)に行う。なお、学位論文審査基準は以下の6点であり、大学ウェブサイトで公表している履修要項に記載する。

- (1) 学術的意義と社会的有用性を持つものであること。
- (2) 研究内容に独創性があること。
- (3) 研究テーマに対して首尾一貫した論理性があること。
- (4) 先行研究を十分に理解し、適切に取り扱っていること。
- (5) 研究結果に、量的または質的調査、または実験により、十分なエビデンスがあり、再現性が認められること。
- (6) 倫理的配慮がなされていること。

(後期課程)

学位を申請する学生それぞれに主査及び2名の副査からなる論文審査委員を研究科委員会で決定する。論文審査委員は、学位請求論文、審査委員に対する研究内容の説明、そして博士論文公聴会における当該学生の研究発表の内容によって、厳格に論文を評価し、評価結果を記した論文審査報告書を作成する。論文審査報告書は研究科委員会で審議され、学位請求論文の合否が決定される。なお、学位論文審査基準は以下の6点であり、大学ウェブサイトで公表している履修要項に記載する。

- (1) 当該学術分野の伸展に寄与し、学術的意義と社会的有用性を持つものであること。
- (2) 研究内容に独創性があること。
- (3) 研究テーマ全体を構成する論考の体系に整合性があり、加えて個々の論考に首尾一貫した論理

性があること。

(4) 先行研究を十分に理解し、適切に取り扱っていること。

(5) 研究テーマ全体を構成する個々の論考の結果に、量的または質的調査、または実験により、十分なエビデンスがあり、再現性が認められること。

(6) 倫理的配慮がなされていること。

○研究倫理審査体制

(研究科共通)

本学では、研究活動を行う全ての者及びこれを支援する全ての者が遵守すべき立教大学研究活動行動規範(資料9)を定めている。また、研究者の研究倫理意識を高め、この行動規範の運用を実効あるものとするため、立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会(資料10)を設置し、「行動規範」に関する問題の相談・通報を受付ける「相談・通報受付窓口」を設置しているほか、研究倫理の啓発及び研究不正の疑義に関する対応を行っている。さらに、個人情報保護委員会(資料11)にて個人情報に関する法令の遵守・監視を行っていく。各研究者に研究倫理教育に係る e-learning 教材(CITI Japan プログラム)の受講を義務付け、研究活動に関するコンプライアンス教育及び研究倫理教育を行っている。

⑤基礎となる学部等との関係(教育研究の柱となる分野のつながり)

(前期課程(学部との関係))

本研究科博士前期課程は、学士課程からの接続性を踏まえ、スポーツウエルネス学を構成するスポーツ分野及びウエルネス分野の2分野で構成する。それぞれの分野を研究の基礎的知識及び研究倫理を土台にさらに深化させて探求していくことをねらいとして学部と同様の研究分野を設定する(資料12)。また、学部においても、人材養成はアスリートパフォーマンス、ウエルネススポーツ、環境・スポーツ教育としている。

(後期課程(前期課程との関係))

前期課程からの接続性を踏まえ、スポーツウエルネス学を構成するスポーツ分野及びウエルネス分野の2分野で構成する。人材養成も前期課程と同様、アスリートパフォーマンス、ウエルネススポーツ、環境・スポーツ教育とするが、後期課程では、前期課程より高度で専門的な知識、主導的な役割を担うためのリーダーシップ能力、課題の解決につながる新たな価値を創造できる能力等の専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力を求めることとする(資料12)。

⑥取得可能な資格

(前期課程)

中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状(いずれも保健体育)の課程認定申請を行う。

⑦入学者選抜の概要

○入学者受入れの方針

(前期課程)

前期課程では、スポーツウエルネス学における基礎的な研究の理解により、人間の可能性の追求と誰もが快適で活力に満ちたウエルネス社会の実現に積極的に貢献する高度な専門性を有する人材を養成することを目的としている。したがって、前期課程のアドミッション・ポリシー(受け入れの方針)としては、以下の資質・能力を求める。

学力の3要素	内容
知識・技能	スポーツウエルネス学に関わる学問の基礎的知識と国内外の文献を理解する能力を身に付けている
思考力・判断力・表現力	高度なウエルネス社会の実現に向けた諸課題を抽出し、課題解決にむけた具体的な計画とその意義を説明できる
主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	批判的精神（真理を検証する態度）と鋭利な問題意識をもってスポーツウエルネス学の諸分野を多角的に研究する意欲がある

（後期課程）

後期課程では、前期課程で取得したスポーツウエルネス学の高い専門能力と外国語文献の活用能力の上に、スポーツウエルネス学の分野において科学的論理性、倫理性、高度な専門性、独創性と自立性を伴った研究を实践できる人材の養成を目的としている。したがって、後期課程のアドミッション・ポリシー（受け入れの方針）としては、以下の資質・能力を求める。

学力の3要素	内容
知識・技能	スポーツウエルネス学に関わる研究の専門的な理論、基礎的研究能力と国内外の文献を概観する能力を身に付けている
思考力・判断力・表現力	高度なウエルネス社会の実現に向けた諸課題を的確に抽出し、課題解決にむけた独自性のある問いを立てて仮説を導出し、それを実験、または質的あるいは量的な調査から適切に検証する道筋を説明できる
主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	高い研究倫理観を伴い、批判的精神（真理を検証する態度）と鋭利な問題意識をもってスポーツウエルネス学の諸分野の課題を、多様な視点から俯瞰的に捉え、主体的に研究し、総合的・学際的なアプローチを用いて新たな研究領域を切り開こうとする意欲がある

○入学者選抜

＜選抜方法、選考基準等＞

（前期課程）

本研究科博士課程前期課程の入学試験は、一般、社会人、外国人の3つに区分して実施する。本学のコミュニティ福祉学部スポーツウエルネス学科（2023年4月募集停止予定）及びスポーツウエルネス学部の卒業生（2026年度に1期生が卒業予定）からの進学希望者、並びに他大学のスポーツ健康系学部の卒業生（外国人含む）、スポーツウエルネス分野での実務経験を有する者の入学を想定している。

一般については、博士課程前期課程の出願資格要件（資料13）を満たす者を対象とする。選抜は、前期課程の入学者受け入れの方針に基づき、第1次試験及び第2次試験によって行う。第1次試験では、英語並びに専門基礎及び論文に係る筆記試験を課し、スポーツウエルネス学に関する基礎知識の理解度、英語読解力を確認する。第2次試験では、出願時の提出書類である、研究テーマ、問題意識等が記載された「研究計画書」を踏まえて口頭試問を行い、本研究科の研究分野における課題に対する問題意識、課題解決に向けた研究計画と実効性、その課題を研究することの意義、スポーツウエルネス学の諸分野を多角的に研究する意欲を確認する。第1次試験の結果で第2次試験対象者を決定した後、第2次試験の評価で最終的な合格を決定する。選抜の基準は、それぞれの評価項目において、A. ぜひ入学させたい、B. 入学させてもよい、C. 入学させても良いが入学後に相当の努力が必要である、D. 入学させるべきではない、の4段階で、入学者受け入れの方針に照らし合わせて評価し、D評価がある場合は入学

を認めない。

社会人については、博士課程前期課程の出願資格要件（資料13）を満たし、かつ、官公庁・学校・企業などの団体で出願時まで2年以上の就業経験がある、もしくは、スポーツ・健康関係領域において何らかの社会的実践活動を出願時まで2年以上経験していると本研究科が認めた者で、2023年4月1日に満24歳以上の者を対象とする。選抜は、前期課程の入学受け入れの方針に基づき、第1次試験及び第2次試験によって行う。まず、受験志願者を対象に、成績・単位証明書、卒業（見込）証明書、学士の学位取得（見込）を証明する書類（日本以外の国の大学を卒業（見込）した志願者のみ）、研究概要、履歴書により受験資格を確認する。受験資格があると認められた者を対象として、第1次試験及び第2次試験を実施する。第1次試験では、英語並びに専門基礎及び論文に係る筆記試験を課し、スポーツウエルネス学に関する基礎知識の理解度を確認する。第2次試験では、受験者の過去における学習内容（実務経験を含む）、ならびに出願時の提出書類である、研究テーマ、問題意識等が記載された「研究計画書」を踏まえて口頭試問を行い、本研究科の研究分野における課題に対する問題意識、課題解決に向けた研究計画と実効性、その課題を研究することの意義、スポーツウエルネス学の諸分野を多角的に研究する意欲を確認する。第1次試験の結果で第2次試験対象者を決定した後、第2次試験の評価で最終的な合格を決定する。選抜の基準は、一般と同様である。

外国人については、博士課程前期課程の出願資格要件（資料13）を満たし、かつ、日本国籍を有せず、日本以外の国の大学を卒業した者（2023年3月末日までに卒業見込みの者を含む）を対象とする。選抜は、前期課程の入学受け入れの方針に基づき、第1次試験及び第2次試験によって行う。まず、受験志願者を対象に、成績・単位証明書、卒業（見込）証明書、学士の学位取得（見込）を証明する書類、研究概要、履歴書により受験資格を確認する。受験資格があると認められた者を対象として、第1次試験及び第2次試験を実施する。第1次試験では、英語並びに専門基礎及び論文に係る筆記試験を課し、スポーツウエルネス学に関する基礎知識の理解度を確認する。第2次試験では、出願時の提出書類である、研究テーマ、問題意識等が記載された「研究計画書」を踏まえて口頭試問を行い、本研究科の研究分野における課題に対する問題意識、課題解決に向けた研究計画と実効性、その課題を研究することの意義、スポーツウエルネス学の諸分野を多角的に研究する意欲を確認する。第1次試験の結果で第2次試験対象者を決定した後、第2次試験の評価で最終的な合格を決定する。選抜の基準は、一般と同様である。

※前期課程の入学受け入れの方針の内容とその選抜方法

学力の3要素	内容	選抜方法
知識・技能	基礎的知識の理解度、英語読解力	・筆記試験（第1次試験）
思考力・判断力・表現力	諸課題を抽出し、課題解決にむけた具体的な計画とその意義を説明できる能力	・口頭試問（第2次試験）
主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	批判的精神（真理を検証する態度）と鋭利な問題意識をもって多角的に研究する意欲	・口頭試問（第2次試験）

（後期課程）

後期課程は一般区分のみである。本学のコミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻博士前期課程及びスポーツウエルネス学研究科博士前期課程の修了生（2024年度に1期生が卒業予定）からの進学希望者、並びに他大学のスポーツ健康系大学院の修了生、スポーツウエルネス分野での実務経験を有する者の入学を想定している。選抜は、後期課程の入学受け入れの方針に基づき、第1次試験及び第2次試験によって行う。第1次試験では、英語に係る筆記試験を課し、専門的な知識及び論文を読む能

力を確認する。第2次試験では、出願時の提出書類である、研究内容、研究の意義等が記載された「研究計画書」を踏まえて業績審査及び口頭試問を行い、本研究科の研究における諸課題を適切に抽出できる能力、解決に向けた研究計画の実効性とその意義、自らが立てた仮説を検証するために行うべき実験方法、質的あるいは量的な調査方法などを作成する能力、常に最新の知識を得るために必要な専門的な理論の理解度、高い研究倫理観を伴って多様な視点から俯瞰的に課題を捉え主体的に研究する意欲を確認する。第1次試験の結果で第2次試験対象者を決定した後、第2次試験の評価で最終的な合格を決定する。選抜の基準は、それぞれの評価項目において、A. 優れている、B. 普通である、C. やや劣る、D. 劣る、の4段階で、入学者受け入れの方針に照らし合わせて評価し、D評価がある場合は不合格とする。

※後期課程の入学者受け入れの方針の内容とその選抜方法

学力の3要素	内容	選抜方法
知識・技能	専門的な理論、基礎的研究能力と国内外の文献を概観する能力	・筆記試験（第1次試験） ・業績審査（第2次試験） ・口頭試問（第2次試験）
思考力・判断力・表現力	高度なウェルネス社会の実現に向けた諸課題を的確に抽出し、課題解決にむけた独自性のある問いを立てて仮説を導出し、それを実験、または質的あるいは量的な調査から適切に検証する道筋を説明できる能力	・業績審査（第2次試験） ・口頭試問（第2次試験）
主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度	高い研究倫理観を伴い、批判的精神（真理を検証する態度）と鋭利な問題意識をもって課題を多様な視点から俯瞰的に捉え、主体的に研究し、総合的・学際的なアプローチを用いて新たな研究領域を切り開こうとする意欲	・業績審査（第2次試験） ・口頭試問（第2次試験）

<入試区分ごとの募集人員>

（前期課程）

募集人員は、一般区分、社会人区分及び外国人区分を合わせて10名である。

（後期課程）

募集人員は、一般区分で5名である。

○社会人の受入れ

（前期課程）

本研究科では、社会人を「官公庁・学校・企業などの団体で出願時まで2年以上の就業経験がある、もしくは、スポーツ・健康関係領域において社会的実践活動を出願時まで2年以上経験していると本研究科が認めた者で、2023年4月1日に満24歳以上のもの。」と定義している。

本研究科の前身であるコミュニティ福祉学研究科コミュニティ福祉学専攻では、スポーツウェルネス学における専任教員担当科目を5時限（17:10～18:50）又は6時限（18:55～20:35）に多く開講して、社会人が入学しやすい環境を整備しており、本研究科においても同様の配慮を行う。また、大学院学則第15条第2項の規定では「各研究科において教育研究上有益であると認めるときは、本大学院に入学する前に、他大学院において履修した授業科目について、修得した単位を本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」としている。この規定に基づき、本研究科博士課程前期課程では10単位を超えない範囲で単位を認定する。さらに、対面とオンラインのハイブリッド授業を用意し、社会人が受講しやすい環境を整備する。

＜大学院設置基準第 14 条による教育方法＞

これまでの実績を踏まえ、1 年次必修科目の「研究基礎」及び社会人学生に関心が高い授業科目を夜間（5 及び 6 時限目）に開講しているほか、「研究基礎」及び「研究指導 1～3」については、平日の 6 時限及び土曜日に開講することとし、社会人学生に配慮している。新型コロナウイルス感染症防止の観点から、密を避ける為、2022 年度は特定のオフィスアワーは設けていないが、事前に各教員にメールで問い合わせた後に、対面又は対面以外の方法（メール、電話、オンラインミーティングシステムなど）で実施することとしている。新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよるが、2023 年度においても同様の措置を採る見込みである。

また、本学では、専任教員が 1 年間に担当する授業の上限を原則 14 コマ（学士課程及び博士前後期課程含む。）として運用している。本研究科についてもこの原則を適用し、専任教員の担当授業コマ数に上限を設け、時間割等を踏まえた上で、一部の教員に過度な負担がかからないよう配慮する。

さらに、2022 年 6 月現在、図書館の閉館時刻は、新座キャンパスは平日 21 時／土曜日 20 時／日曜日 17 時、池袋キャンパス図書館は平日 22 時／土曜日 20 時／日曜日 17 時としており、平日の 6 時限目（20:35 終了）終了後、土曜日及び日曜日にも利用を可能とするなど、社会人学生への配慮を行っている。

（後期課程）

社会人の積極的な受け入れは想定していない。

⑧教員組織の編成の考え方及び特色

○教員配置

本研究科の理念を実現するためには、設定した研究分野において、第一線で活躍する研究者及び研究能力を伴った現場の実務経験をもった研究者で構成することを念頭においている。専任教員は、これまで大学等の機関や研究所に所属している者を中心に、国内外で博士の学位を取得した者又は大学、産業界等での十分な教育研究業績を有する者のみで構成するため、担当分野に関し高度な教育研究上の指導能力、業績等がある。開設後は、より多様な観点から教育研究を進めるため、スポーツ現場での実務経験を有する者や実践家の観点で必要な人材を登用することも検討している。

本研究科は、スポーツウエルネス学の研究により、アスリートのパフォーマンスの向上、全ての人に対する総合的なウエルネスの向上を目指す高度なウエルネス社会の構築に寄与する高度な専門性を有する人材の養成を目指している。この目標のため、それぞれの分野における高度な教育研究上の指導能力、業績等を備えた 12 名の専任教員を前期課程及び後期課程に配置し、上記に記載した人材養成に向けた適切な役割分担及び連携体制の確保に留意しつつ、FD を踏まえた学生の学修状況の確認、課題の共有など、組織的な教育を継続して行う。

○教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置

（前期課程）

必修科目として「研究基礎」及び「研究指導 1～3」を開講するため、これらが中核的な科目であるといえる。これらの授業科目では、トレーニング科学、スポーツ医学、バイオメカニクス、スポーツ心理学、スポーツ方法学、スポーツ栄養学、スポーツ社会学、環境教育学、環境生理学、ジェンダー学、健康心理学、分子細胞生物学等のスポーツウエルネス学的知見の総合的理解とともに、研究倫理及び量的・質的研究に関する方法論の理解を目指すため、スポーツ科学をはじめ、理学、医学、教育学又は工学等の博士号を有する専任教員又は現場で十分な実績を積んだ教授又は准教授を配置する。

（後期課程）

授業科目として設定しないものの、研究指導及び研究指導補助は専任の教授又は准教授が担当する。

○中心となる研究分野とその研究体制

(研究科共通)

これまで記載してきたとおり、本研究科で中心となる研究分野は、スポーツ分野及びウエルネス分野の2分野である。

<研究体制>

各研究分野を担う教員は以下のとおりであり、スポーツ分野では、トレーニング科学、スポーツ医学、バイオメカニクス、スポーツ心理学、スポーツ方法学、スポーツ栄養学等のすべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するための理論と方法論の構築をめざすスポーツ科学に貢献する研究を、ウエルネス分野ではスポーツ社会学、環境教育学、環境生理学、ジェンダー学、健康心理学、分子細胞生物学等の身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展させる理論と方法論の構築をめざすウエルネス科学に貢献する研究を行う。

研究分野	教員名	担当授業科目（選択科目に限る）
スポーツ分野	沼澤秀雄	スポーツウエルネス研究3（トレーニング科学、コーチング）
	杉浦克己	スポーツウエルネス研究6（スポーツ栄養学）
	加藤晴康	スポーツウエルネス研究7（スポーツ医学）
	石井秀幸	スポーツウエルネス研究9（バイオメカニクス）
	川端雅人	スポーツウエルネス研究10（スポーツ・運動心理学）
	安松幹展	スポーツウエルネス研究11（スポーツ方法学）
ウエルネス分野	松尾哲矢	スポーツウエルネス研究1（スポーツ社会学）
	奇二正彦	スポーツウエルネス研究2（野外教育、環境教育）
	石渡貴之	スポーツウエルネス研究4（環境生理学、神経科学）
	佐野信子	スポーツウエルネス研究5（ウエルネスジェンダー学）
	大石和男	スポーツウエルネス研究8（健康心理学）
	舘川宏之	スポーツウエルネス研究12（分子細胞生物学）

○教員組織の年齢構成

(研究科共通)

本研究科の開設時、3年後（後期課程の完成年度）及び5年後（前期課程第1期生が後期課程を修了する年度）の専任教員組織の年齢構成は下表のとおり 50歳代までの教員が半数を占めているため、教育研究水準の維持向上・教育研究の活性化に配慮した年齢構成であるといえる。

	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～65歳	66歳～70歳
開設時	3	6	3	0
3年後	0	6	4	2
5年後	0	6	3	3

また、本学の定年に関する規程である学校法人立教学院就業規則（資料13）では、第20条において、満65歳に達した場合にその年度末をもって定年退職としているものの、立教大学特別専任教授任用規程（資料14）を定め、2021年度から、同条で定める定年退職をした専任教員のうち教授の職位にあった者で、契約の年度末において70歳を超えない者を教授として任用できることとした。開設時に66歳以

上である者はいないが、3年後（後期課程の完成年度）には2名、5年後（前期課程第1期生が後期課程を修了する年度）には66歳以上になる者が3名（スポーツ分野1名及びウエルネス分野2名）いるため、当該教員の研究分野を加味し、適切に後任補充を行う予定である。

⑨施設・設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

（研究科共通）

現スポーツウエルネス学科が所属する新座キャンパスは、教育研究ゾーンと運動場ゾーンとに区分されている。教育研究ゾーンには、研究棟、講義棟、図書館、学生ホール、食堂の各施設がオープンな雰囲気配置されているほか、駐車場・駐輪場、緑地園地、憩いの広場等が整備されている。学生の休息、その他の利用のための適当な空地は、中央広場、憩いの広場等において、十分に確保されている。運動場用地には、全天候型の本格的な陸上競技場（セントポールズ・フィールド）や50m×10コースを備えた、日本水泳連盟公認の室内温水プール（セントポールズ・アクアティックセンター）、室内競技用のアリーナ5面を擁する巨大な体育館、人工芝の多目的運動場（サッカー場）、野球場、テニスコートなどが整備されている。セントポールズ・フィールド、セントポールズ・アクアティックセンター、体育館、テニスコート、サッカー場は、「スポーツ実習」の授業に利用される他、運動部の練習場等としても利用される。

イ 校舎等施設の整備計画

（研究科共通（教員研究室））

教員の研究室は本学での基準に則り、各教員に20 m² の研究室が割り当てられる。新座キャンパスの5号館に教員間の日常的な議論やコミュニケーションが可能となるような工夫をしながら、教員の研究室を配置する。

（研究科共通）

<教育課程等を実施するために必要な施設・設備>

講義室は新座キャンパスに設置されている教室を他学部・他研究科と共有して使用する。平日の授業で同時限に行なわれるのは最大で3クラス（各クラスは最大20名）となるようにカリキュラムを組むこととしており（資料15）、また、平日は18:55開始の授業も開講予定であるため、教室の余裕は十分にある。

研究で使用する実験施設として、運動生理学実験室、測定評価実験室、バイオメカニクス実験室、スポーツ・健康心理学実験室、スポーツデータ解析室、運動生化学実験室、動物実験室・飼育室、分子生物学実験室が必要である。

<施設・設備の整備状況>

現行のコミュニティ福祉学部スポーツウエルネス学科及びコミュニティ福祉学研究科スポーツウエルネス専攻の実験及び実習で使用している実験施設は以下のとおりであり、本研究科の教育研究を行う上で、十分な施設・設備を整備している。なお、2025年4月に新たな実験施設360 m²を含む新棟が新座キャンパスに完成する予定である。

（1）運動生理学実験室（30 m² × 2 = 60 m²）

ヒトの生理機能を様々な指標（体温調節、呼吸循環機能、唾液摂取など）から計測する。また、実験室内には様々な温度環境を設定できる人工気候室があり、環境温度負荷が身体に与える影響や、暑熱馴化トレーニングを行うことが可能である。

(2) バイオメカニクス実験室 (30 m² × 2 = 60 m²)

この実験室では、ヒトの身体動作を3次元計測する。野球の投球動作やサッカーのキック動作などのスポーツ動作から、歩行動作や食事動作などの日常生活動作が測定対象となる。その測定には、複数の CCD カメラからなるモーションキャプチャシステムと床反力計を用い、筋電計や加速度計を併用することで、より詳細な評価を可能となる。これらの測定データから関節角度や関節モーメントなどを推定することにより、ヒトの身体動作における骨格筋の活動や、関節に加わる力学的な負荷を評価できる。

(3) スポーツ・健康心理学実験室 (30 m² × 1 = 30 m²)

ストレスやライフスタイル、様々な生活習慣と精神的疾患、生活習慣病や心と身体のバランスを含めた幅の広い健康とそれを取り巻く諸問題に対して、心理学的な観点からアプローチする。

(4) 運動生化学実験室 (30 m² × 2 = 60 m²)

この実験室では、高速液体クロマトグラフィー (HPLC) を用いた脳内神経伝達物質やメラトニンなどの試料の同定や ELISA を用いた唾液中ストレス物質の測定をすることが可能である。

(5) 測定評価実験室 (30 m² × 2 = 60 m²)

この実験室では、ヒトの筋パワーや持久力の測定評価ができる「パフォーマンス測定システム」や、人工的に筋肉痛を誘発できる「エキセントリックトレーニングシステム」など、多様な機器を設置している。また、12誘導心電図や血圧測定はもとより、医学的診療機器を用いて身体の形態や機能を評価が可能。AED を用いた心肺蘇生処置やテーピングのトレーニングも実施している。

(6) スポーツデータ解析室 (30 m² × 1 = 30 m²)

この解析室では、スポーツを社会現象と捉えて、スポーツ社会学、スポーツ経営学等の研究視座から、トップスポーツと大衆スポーツ、競技者と観客やメディア、年代別の行動特性など様々な観点からスポーツデータの解析を行う。

(7) 動物実験室・飼育室 (30 m² × 1 = 30 m²)

この実験室では、実験動物の手術や処置と実験動物の飼育を行なっている。

(8) 全天候型走路 (40 m)

体育館裏のテニスコート脇に1レーン設置されている。屋外に設置されていることから、走動作や車椅子運動時の動作解析や自然環境の影響の調査に使用している。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

○研究科の種類・規模等を踏まえた図書等の整備

新座図書館には234,547冊(2020年度)、池袋図書館には、1,245,560冊(2020年度)(資料15)を所蔵している。このほか、保存書庫に497,581冊(2020年度)の所蔵がある。さらに、所蔵図書は両キャンパス間で貸し出しが可能であるため、本研究科の教育研究活動に支障が生じることはない。

○デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備計画

新座及び池袋図書館は、既に豊富なオンライン資料(66,845件の電子ジャーナル、31,707件の電子書籍及び156件のデータベース)(2020年度)を有している。また、現在コミュニティ福祉学研究科が購読している、スポーツウエルネス学分野の学術雑誌として、「Elsevier」、「Springer」、「Wiley」、「Taylor & Francis」、「American Physical Society」、「医中誌Web」及び「メディカルオンライン」等が整備されており、引き続き、オンラインで購読できる予定である。

これらの既存の資料を活用するとともに、必要に応じてさらなる充実を図る予定である。

○図書館の閲覧室、閲覧席数、レファレンス・ルーム、検索手法等など、教育研究を促進できる機能等

総合学習図書館及び研究図書館としての機能を維持するとともに、多様なニーズに対応し利便性を向上させることによって、学習・教育・研究を支援している。また、教育研究情報環境のネットワーク利用基盤である学術情報システム（Rikkyo Information System）によって、利用者は文献の収集から整理、資料の提供に至るまでの総合的なサービスを受けることができる。図書資料等の目録データはOPACによるオンライン検索とともに、学内LANを経由して、各研究室や学内の各施設、さらには学外や自宅からもアクセスが可能である。

特に、新座図書館は、同キャンパスで展開される学部が中心となって利用する、総合学習・研究図書館である。収蔵可能冊数約30万冊、閲覧席約470席を有し、1階フロアに閲覧席、PC利用席、キャレル席、書架といった基本機能を集め、2階フロアにはグループ学習室、多目的スタジオ、ラーニング・コモンズ機能を有した学習エリアを設けている。来館型の利用サービスとして1階と2階の機能を明確に区分することで、利用者の多様なニーズにも柔軟に対応し、学習・教育・研究を支えている。夏季休業期間や大学試験実施期間等を除いて、授業が展開される期間は平日最大で8時30分から21時まで開館しているほか、日曜日も開館することで利便性にも対応している。また、学内ネットワーク環境を通して、契約データベースなどのオンライン情報資源へのアクセスや、学生向けのオンライン・レポート作成支援など、図書館に出向かなくても利用できる非来館型の利用サービスも整備されている。なお、新座図書館は市民利用を受け入れており、キャンパスの地域連携にも貢献している。

○他の大学の図書館等との協力

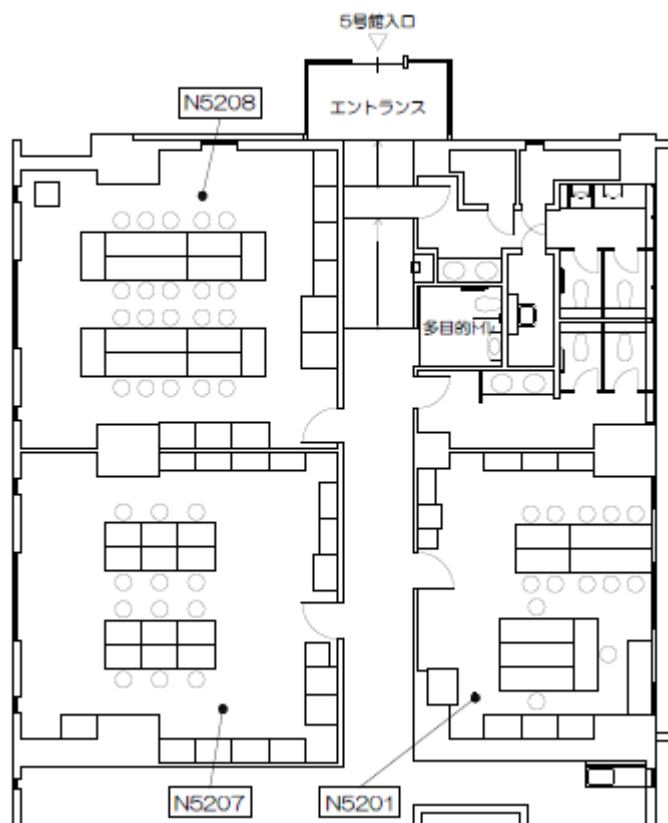
他の教育研究機関との連携については、本学、青山学院大学、学習院大学、國學院大學、東洋大学、法政大学、明治大学及び明治学院大学の8大学で「山の手線コンソーシアム」を形成し、学生及び教職員が各大学の図書館を利用できる体制を構築している。

○研究室（自習室）等の考え方、整備計画（室数、面積、設備、図書、収容能力等）

教員の研究指導を受けやすくするため、学生の研究室を指導教員の研究室、学生の共同研究室及び指導教員との面談スペースを同じ棟に配置する（新座5号館N5201、N5207及びN5208）。同棟の2階フロアには、学生が使用するロッカー、共用机、フリーアドレスの机、プリンター等を備えているほか、各人の研究内容に応じて自習スペースを選択出来るような机や椅子の仕様となっている。

それぞれの面積については、学生の研究室（180㎡）、共同研究室（40㎡）、面談スペース（20㎡）及び実験スペース（360㎡）の計画である。

なお、研究発表や実験（画像処理など）で使用予定のAVモニターを各所に配置するとともに、共同で利用可能な本棚を配置する。



⑩管理運営

○教学面における管理運営の体制（研究科委員会の役割、構成員、開催頻度の予定、審議事項等）

（研究科共通）

本学では、研究科の場合は、大学院学則第 18 条第 1 項の規定に基づき、研究科委員会を置くことしている。また、同条第 4 項の規定に基づき、研究科委員会の構成及び運営に関わる事項については、教授会規程を準用している。

本研究科においても、上記規程に基づき、研究科委員会を設置している。構成員等は表のとおりである。なお、隔週で開催している。

	根拠規程	内容
構成員	大学院学則第 18 条第 1 項本文	授業及び研究指導担当の専任教員
	大学院学則第 18 条第 2 項	特別任用教員及び助教
審議事項	大学院学則第 18 条第 1 項各号	(1) 研究科委員長及び大学院委員会委員の選出並びに担当教員の人事に関する事項 (2) 入学試験、学位論文の審査及び最終試験に関する事項 (3) 教育課程、入学、休学、復学、再入学、退学及び除籍に関する事項 (4) 学生の賞罰に関する事項 (5) その他研究科に関する事項 (6) 総長の諮問事項

※本学では、任期付きの専任教員を「特別任用教員」と呼称している。

また、本学では、全ての学部長及び研究科委員長（独立研究科は一部）が構成員となっている複数の全学的な合議体を設置している。本研究科委員長についても、各種規程に基づき、当該合議体の構成員となる（以下は主なものを抜粋）。

・部長会

「立教大学部長会規程」（以下「部長会規程」という。）（資料 16）第 7 条の規定に基づき、教育研究上の基本的な計画に関する事項など、大学及び大学院の教育研究の重要事項に関する事項を審議する。

「部長会」は、部長会規程第 2 条の規定に基づき、全ての学部長（基礎となる学部をもつ研究科は、学部長と研究科委員長が同じ者である）が出席する。

・大学院委員会

「立教大学大学院委員会規程」（以下「大学院委員会規程」という。）（資料 17）第 1 条及び第 7 条の規定に基づき、学位の授与に関する事項など、本学大学院の教育研究の重要事項に関する事項を審議する。「大学院委員会」は、大学院委員会規程第 2 条の規定に基づき、全ての研究科の長が出席する。

・教育改革推進会議

「立教大学教育改革推進会議規程」（資料 18）第 1 条及び第 7 条の規定に基づき、学士課程教育及び大学院教育の改善を図り、その充実と高度化を推進するため、教育内容及び教育方法の改善に関する事項等を審議する。同規程第 2 条第 3 号の規定に基づき、総長が推進責任者（2021 及び 2022 年度は教学担当副総長）を指名するとともに、各学部長、各研究科委員長及び「大学教育開発・支援センター長」を構成員としている。

・国際化推進会議

「立教大学国際化推進会議規程」(資料 19) 第 1 条及び第 7 条の規定に基づき、国際化の推進を図り、その充実と高度化を推進するため、大学並びに学部及び研究科の国際化推進等を審議する。同規程第 2 条第 3 号の規定に基づき、総長が推進責任者(2021 及び 2022 年度は国際化推進担当副総長)を指名するとともに、各学部長、各研究科委員長等を構成員としている。

- ・自己点検・評価運営委員会

「立教大学自己点検・評価規程(資料 20)」第 3 条第 1 項の規定に基づき、自己点検・評価を行う際の基本的枠組みを決定し、自己点検・評価活動の全体を運営・調整する。同規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、総長が委員長(2021 及び 2022 年度は教学担当副総長)を任命するとともに、同規程第 4 条の規定に基づき、各学部長、各研究科委員長など、同規程第 2 条に規定される組織の長を構成員としている。

○研究科委員会以外の会議体の役割

本研究科における研究科以外の会議体は以下のとおりである。

- ・FD 委員会

立教大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程に基づき、本研究科の研究・教育・社会連携などに関する機能の開発、また、個々の教員及び教員組織としてそれらと関連する活動全般を行う上で必要な能力の開発を行う。以上につながる様々な企画や取り組みなどを研究科の全構成員で検討・調整する。

- ・自己点検・評価委員会

本委員会は研究科の全構成員によって構成される委員会であり、自らの教育研究活動などの状況について自己点検をし、優れている点や改善点など自己評価を行う。その結果を踏まえ、教育研究水準の向上や活性化に向けて、研修会やワークショップなどを企画・開催し、継続的な FD 活動を実施する。

- ・倫理委員会

立教大学ライフサイエンスに係わる研究・実験の倫理及び安全委員会規程に基づき、本研究科では、倫理や法律上の問題が発生することが予想されるスポーツ科学やウエルネス科学に関する教育研究が実施されるため、主に研究・実験に関する倫理及び安全の管理を行う倫理委員会を設置する。本委員会は、数名の委員によって構成され、研究内容の点検を行うとともに、倫理委員会で扱う審査の内容や基準などについて、基底の整備などを行う。

- ・入試委員会

入学試験に関する出題採点方法、実施方法などについて協議するなどの役割を担い、入学試験問題の作問・点検・採点を担当する数名の委員によって構成される。

- ・キャリア支援・国際交流委員会

本委員会は、数名の委員によって構成され、大学院生向けのキャリア教育について検討・協議し、大学院修了後の多様なキャリアパスをサポートできるようなキャリア支援の構築に取り組む。

- ・紀要委員会

研究成果の積極的な発信を目的に、大学院生が論文を投稿するスポーツウエルネス学研究科紀要(雑誌名: スポーツウエルネス研究(仮称))の発行を行う。本委員会は、数名の委員によって構成され、大学院生による研究の活性化に向けて、論文やその他の研究成果の公開について検討・決定する。

- ・図書選定委員会

本委員会は数名の委員によって構成され、スポーツ科学やウエルネス科学に関する図書や研究雑誌をはじめ、オンラインジャーナルやデータベース、視聴覚資料など、日本語や日本語以外で書かれた多様

な研究資料やデータの蓄積を図り、新たな知見を創出するための研究環境の整備及び充実について検討・決定する。

・スポーツウエルネス研究所運営委員会

スポーツウエルネス研究所（仮称）は、本研究科とも密接に連携をしながら、最先端かつ重要な研究を発信し、新たな社会の構築に貢献することを目的とする。研究者である教員のみならず、大学院生をも対象に、研究資金の提供による研究プロジェクトのサポートや、公開講演会の開催など、多様な事業を行う。また、地域連携や共同研究など、連携・協働事業の展開についても積極的に検討し、企画などを実施する。本委員会は、数名の委員によって構成される。

○大学院の管理運営方法

本研究科は、スポーツウエルネス学部を基礎とするが、管理運営に関する決定は、学部での「教授会」とは異なる会議体である「研究科委員会」で行われるため、運営において一定の独立性を確保し、カリキュラム等で独自の運営ができる仕組みとなっている。

⑪自己点検・評価

以下の全学の仕組みに基づいて、本研究科においても自己点検・評価を行うこととする。

（自己点検・評価運営委員会）

本学では、1993年に「立教大学自己点検・評価規程」を制定及び施行し、自己点検・評価活動を行っている。本学の自己点検・評価の目的は、「本学における教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する」（同規程第1条）ことにある。

自己点検・評価の組織、手続き、権限等は同規程に定めている。自己点検・評価を実施する組織は、同規程第2条に基づき、「自己点検・評価を行う際の基本的枠組みを決定し、全体を運営・調整する」ことを任務とする「自己点検・評価運営委員会」（以下「運営委員会」という。）及び学部、研究科等に置かれ各組織の活動の自己点検・評価を行う「自己点検・評価委員会」（以下「点検・評価委員会」という。）である。

運営委員会の構成は、同規程第4条の規定に基づき、委員長（総長指名により、2021及び2022年度は教学担当副総長が委員長を兼ねている。）、副委員長（2021及び2022年度は研究推進担当副総長）及び点検・評価委員会の長としている。したがって、全ての学部及び研究科の長が各自点検・評価委員会委員長として、運営委員会に出席していることになる。

全学的な自己点検・評価活動として、運営委員会を同規程第5条第1項の規定に基づき、年に2回以上開催している。原則として、前期（春学期）には当該年度の活動方針の確認、前年度の学部等の自己点検・評価結果のまとめ、自己点検・評価活動方法の確認及び毎年度数値を蓄積している大学基礎データと認証評価機関（公益財団法人大学基準協会）から示されている定量的な基盤評価の水準（入学定員に対する入学者比率、大学設置基準等による必要専任教員数等）の比較等を行い、後期（秋学期）には大学機関別認証評価で指摘を受けた事項に係る進捗状況の確認、諮問委員会（外部評価委員会）から指摘を受けた事項に係る進捗状況の報告、当該年度の自己点検・評価報告書の作成依頼を行っている。

学部、研究科等に置かれる点検・評価委員会の自己点検・評価活動のうち、学部及び研究科においては、同規程第9条の規定等に基づき、点検・評価活動を行い、毎年度「自己点検・評価報告書」を作成するとともに、運営委員会において全学で共有している。

（諮問委員会（外部評価委員会））

本学における教育・研究活動を改善するため諮問委員会（外部評価委員会）を毎年度開催している。

委員には他大学教員、海外日系企業の支援経験を有する識者等を選任して、国際的な見地からの意見を求めている。また、諮問委員会の評価結果に対しては、次回開催時に対応状況を報告するなど、PDCA サイクルを適切に回しながら、評価を踏まえた変革を続けている。なお、Web サイトに議事要録（日英併記）を公開した。

⑫情報の公表

（大学全体）

本学は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、多様なステークホルダーに対し、以下のとおり、大学の基本的情報を「教育情報」及び「経営・財務情報」に分け、透明度の高い情報公開に努めている。

○教育情報

ア 大学の教育研究上の目的等に関する情報

<http://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/>

教育研究上の目的を、「立教大学学則」及び「立教大学大学院学則」（以下「学則等」という。）に明示しているとともに、ウェブサイトで公開している。

イ 教育研究上の基本組織に関する情報

<http://www.rikkyo.ac.jp/about/introduction/organization/>

学部、学科、専修、課程、研究科及び専攻等の名称等をウェブサイトで公開している。

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報

<https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/qo9edr00000081kh-att/kyouin.pdf>

<https://univdb.rikkyo.ac.jp/search?m=home&l=ja>

学部学科（専修）ごと、研究科（専攻）ごとの教員組織と教員数を HP で公開している。また、教員が有する学位と業績については、「立教大学研究者情報」としてウェブサイトで公開している。

エ 入学者数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する情報

https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/qo9edr00000081kh-att/02_students.pdf

<http://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/career/>

入学者数、収容定員、在学者数、卒業生数及び修了者数をウェブサイトで公開している。また、進学者数、（企業別）就職者数、その他進学及び就職等の状況については、「就職・進学状況」としてウェブサイトで公開しているとともに、学部ごとに、決定者の多い上位 30 企業を併せて公開している。

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する情報

<https://ry.rikkyo.ac.jp/yoko/index.html>

<https://sy.rikkyo.ac.jp/timetable/stop.do>

カリキュラムのしくみ、履修規定、履修登録等について記載された履修要項や教務関連案内については、ウェブサイトで公開している。また、授業の目標、授業内容、授業計画等については、「シラバス」としてウェブサイトで公開している。

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報

<https://ry.rikkyo.ac.jp/yoko/index.html>

成績評価についての統一的基準及び卒業又は修了認定基準について、上記履修要項に明示している。

キ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する情報

<http://www.rikkyo.ac.jp/campuslife/>

池袋及び新座の両キャンパスの紹介、図書館、学生食堂、診療所・保健室等の施設等については、「キャンパス案内」としてウェブサイトで公開している。

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報

<http://www.rikkyo.ac.jp/admissions/fees/>

<http://www.rikkyo.ac.jp/admissions/brochure/>

費用に関する情報については、学則等に規定するとともに、大学案内、大学院案内及びウェブサイトで公開しているほか、在学生の保証人へは別途郵送している。

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報

<http://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/career/>

<http://www.rikkyo.ac.jp/campuslife/>

就職及び進路支援については「キャリアセンター」、奨学金支援については学生部、留学生支援については「国際センター」、学習支援については図書館、修学上及び人間関係等の相談については「学生相談所」並びにしょうがい者支援（発達障害を含む。）については「しょうがい学生支援室」が実施しており、HPで支援情報を公開している。また、学生及び教職員向けに、学生支援関係の情報を網羅した冊子を毎年度配布するとともに、これについてもウェブサイトで見覧可能にしている。

コ 「卒業又は修了の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」（3方針）

「立教大学の教育目的と各種方針」として、大学全体及び各学部及び研究科の3方針を、大学ウェブサイトで公開している。

https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/educational_policy/

サ その他（認証評価及び外部評価の結果、認可申請書等）

<http://www.rikkyo.ac.jp/about/activities/evaluation/>

<https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/reports.html>

認証評価結果及び外部評価結果（日英）（上段 URL）、認可申請書等（下段 URL）について、ウェブサイトで公開している。

○経営・財務情報

<https://www.rikkyogakuin.jp/disclosure/reports.html>

・事業計画書・報告書

事業計画書及び事業報告書については、法人本部、大学、中学校、高等学校及び小学校を包含して法人ウェブサイトで公開している。

・財務情報

事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び貸借対照表については、ウェブサイトで公開しているほか、保護者向けに年4回郵送している雑誌「立教」にも各年度の予算及び決算を掲載している。

（本研究科独自の取組み）

現行のコミュニティ福祉学部及びコミュニティ福祉学研究科は、独自のウェブサイトを開設している。本研究科についても、これに倣い、論文公聴会等の開催案内、教員紹介、修了生の声、学位論文一覧、その研究業績等を掲載するウェブサイトを開設する。

⑬教育内容等の改善のための組織的な研修等

○授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画

(大学全体)

本学では、「立教大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程（以下「FD 規程」という。）」**(資料 21)** を策定し、これに基づき FD 活動を行っている。また、毎年度、各学部及び研究科等は、教育改革推進会議推進責任者（2021 及び 2022 年度は教学担当副総長）からの依頼に基づいて「FD 展開状況報告書」を作成するとともに、FD 規程第 6 条の規定に基づき、毎年度同会議に報告している。

なお、上記自己点検・評価では、本学が選択する認証評価機関である公益財団法人大学基準協会が示す大学基準に沿って点検・評価するとともに、他大学の認証評価結果を調査し、全学的な視点から教育内容等の改善に資する取組みを行っているが、FD 活動については、各学部研究科が独自に課題を設定し、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施することとしている。

(本研究科独自の取組み)

- ・大学院における教授法や教育技法の改善について考える研修会

教員を対象として、情報リテラシーやアカデミックリテラシーの習熟、教育機器利用法（オンラインツールの活用等）、視聴覚教材の可能性と有効な活用、論理的思考を鍛えるための学習理論や授業法、教員による教授法や教育技法の事例報告など、毎回テーマを設定し、大学院における教授法や教育技法の改善について考える研修会を、FD 委員会の主催で 2 ヶ月に 1 回開催する。

- ・大学院授業における効果的な IT 活用に関する勉強会

教員を対象として、分析ソフトウェアの利活用、プレゼンテーションに必要なツール、より効果的なデータの視覚化の可能性などについて、情報共有、意見交換を行う勉強会を、FD 委員会の主催で 2 ヶ月に 1 回開催する。

- ・国際的な教育環境の整備を考えるワークショップ

Research Presentation at International Academic Conferences (国際学会での研究発表への準備)、Academic Writing in English (英語論文の執筆に必要なアカデミックライティングのスキルを習得するために)、English Discussion Practice (英語による質疑応答の練習) をテーマにワークショップを開催する。

- ・海外の大学院教員および研究者によるセミナー・講演会

教員及び大学院生を対象として、海外における大学院の教育環境の事例報告、国際的な教育環境の紹介、授業内容及び方法に関する情報共有、コラボレーションの可能性を探るセミナーや講演会（オンラインを含む）を、キャリア支援・国際交流委員会が主催し、半期に 1 回開催する。

- ・研究教育活動に関わる学内部署との情報共有や意見交換の会（研修会、勉強会）

教職員及び大学院生を対象として、研究科での研究活動を円滑に行うために、学内の以下の部署との情報共有や意見交換会、FD 委員会の主催で必要に応じて不定期で開催する。

→図書館：情報リテラシー、研究資料やデータの蓄積・充実など

→リサーチ・イニシアティブセンター：研究資金の獲得（研究計画、申請書作成等）

→メディアセンター：教育研究活動の IT 活用等

→キャリアセンター：大学院生のキャリア支援等

○職員に必要な知識・技能の習得並びに必要な能力及び資質を向上させる研修等

本学では、「大学教育開発・支援センター」、人事課等が、教育改善に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させる等の目的で、シンポジウム及び研修を開催している。特に、「大学教育開

発・支援センター」が開催しているシンポジウムでは、参加対象を全教職員（事務職員を含む。）としており、著名な研究者を招聘してその時々的高等教育に係る課題を扱うとともに、毎回小冊子（「大学教育開発研究シリーズ」）を刊行している。

また、大学設置基準等の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 18 号）が 2017 年 4 月 1 日から施行され、「大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会」を設けること等が求められることを踏まえ、2016 年 7 月に「立教大学における SD の実施方針・計画」を制定した（https://www.rikkyo.ac.jp/about/disclosure/educational_policy/）。これは、法人として既に定めている「職員の育成方針」を踏まえ、大学版としてまとめ直したものである。

上記「立教大学における SD の実施方針・計画」の「SD の実施計画」では、本学が行う研修を、①人事部が行う研修、②各組織が行う研修及び③職員各自が行う研修の 3 つに大別した。

このうち、①については従前より法人人事部が毎年実施しており、内定者研修、新入職員研修、4 級職研修等の「資格等級別研修」（昇格要件となる研修）、管理職研修等の「職位別研修」、職員海外語学研修等の「目的別研修」の 3 つに分けられる。また、2014 年度からは「資格等級別研修」に「短期海外視察研修」を新たに追加した。当該研修は、学内における事前学習（学校実務英語）、国内留学プログラム（国際大学での合宿型研修）、海外大学視察、事後研修等を行うものであり、2014 年度は米国、2015 年度は英国、2017 年度及び 2018 年度は米国を視察先とした（2016 年度及び 2019 年度は最少催行人数に達しなかったため未実施。2020 年度及び 2021 年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止）。さらに、「目的別研修」として、（1）学外団体主催研修（日本私立大学連盟の「キャリア・ディベロップメント研修」、「業務創造研修」及び「アドミニストレーター研修」への派遣並びに「オンデマンド研修」の受講を新入職員研修の一部として実施）及び（2）学校実務英語研修（新入職員研修の一部として実施）を実施した。

②については、各組織の業務に即した職遂行能力及び職務姿勢を習得するために実施するものであり、組織別の集合研修、学内外へのプログラム・講習会等への参加等から構成される。

③については、業務に関連した知識・技能習得を目的に実施するものであり、承認された各種研修の参加費用補助や自主勉強会・研修会の実施費用補助が活用できる。補助対象は、各種講習会補助、外国語講習会補助、自主勉強会・研修会補助及び TOEIC 受験料補助の 4 種類である。

なお、2016 年度からは、部署横断的なメンバーにより構成された自発的なプロジェクトチームが、業務改善・業務改革に繋がる問題を解決することを自発的に学ぶ（Rikkyo Cross-functional Active Project（R-CAP））を開始した。